

福岡財宿第322号

平成24年11月20日

長崎県建設業協会会長 殿

福岡財務支局長 御園生 功



平成25・26年度工事及び測量等の契約にかかる競争参加者の資格に関する説明書の掲示等について

平成25・26年度における工事及び測量等の契約にかかる競争参加者の資格に関しては、平成24年10月30日付官報「政府調達版」で公示しておりますが、別添のとおり「平成25・26年度における競争参加者の資格にかかる審査について」の説明書（写）を作成しましたので、貴団体におかれましても関係各位へ周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

また、日程等（持参又は郵送による場合）は下記のとおりとなっております。

記

1. 申請書配布期間

平成24年11月20日（火）～平成27年3月31日（火）
（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

2. 財務局集中受付期間

平成24年12月3日（月）～平成25年1月15日（火）
（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

※本期間以降においても随時に受付を行いますが、等級決定通知書の通知が平成25年4月1日以降の入札に間に合わない場合もありますので、ご留意願います。

3. 競争参加資格の有効期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

平成25・26年度における競争参加者の資格にかかる審査について

標記のことについては、平成24年10月30日付官報において、財務省各財務（支）局長名で公示を行っているところであるが、北九州地区（福岡県・佐賀県・長崎県）における取扱いを補完的に以下のとおり説明する。

平成24年11月20日

審査部局長

福岡財務支局長 御園生 功

1. 申請の対象となる者

平成25・26年度において、北九州地区の財務省関係機関（福岡財務支局・門司税関・長崎税関・福岡国税局）の一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者

2. 申請できる契約の種類等

(1) 建設工事（総合建設工事）

①土木一式工事 ②建築一式工事

(2) 建設工事（総合建設工事以外の工事）

①大工工事 ②左官工事 ③とび・土工・コンクリート工事 ④石工事 ⑤屋根工事 ⑥電気工事
⑦管工事 ⑧タイル・れんが・ブロック工事 ⑨鋼構造物工事 ⑩鉄筋工事 ⑪ほ装工事
⑫しゅんせつ工事 ⑬板金工事 ⑭ガラス工事 ⑮塗装工事 ⑯防水工事 ⑰内装仕上工事
⑱機械器具設置工事 ⑲熱絶縁工事 ⑳電気通信工事 ㉑造園工事 ㉒さく井工事 ㉓建具工事
㉔水道施設工事 ㉕消防施設工事 ㉖清掃施設工事 ㉗その他

(3) 測量・建設コンサルタント等

①測量 ②建築士事務所 ③建設コンサルタント ④地質調査 ⑤補償コンサルタント
⑥土地家屋調査 ⑦計量証明 ⑧その他

3. 競争に参加することができない者

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑦までに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- ⑦ 建設工事に係る競争については、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が平成23年6月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のもの。（ただし、改正告示（平成24年国土交通省告示第523号をいう。以下同じ。）による改正前の告示第一の四の1（一）に規定する雇用保険及び（二）に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。））を受けていない者（ただし、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く。）
- ⑧ ⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知を受けていない者
- ⑨ 測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

4. 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 競争に付そうとする契約の予定価格が、次表「①」欄に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、次表「②」欄に示す等級に格付けされていることを要するものとする。
- (2) 資格審査においては、「財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領」第8に掲げる資格審査項目ごとに審査し、同要領別表附与数値表により得られる附与数値を使用し、同要領第9の規程に基づき各等級に格付けするものとする。

契約の種類	予定価格 ①	等級②	付与数値
総合建設工事	72,000 万円以上	A	1,250 以上
	30,000 万円以上 72,000 万円未満	B	1,100 以上 1,250 未満
	6,000 万円以上 30,000 万円未満	C	850 以上 1,100 未満
	6,000 万円未満	D	850 未満
総合建設工事以外の工事	1,500 万円以上	A	900 以上
	500 万円以上 1,500 万円未満	B	700 以上 900 未満
	500 万円未満	C	700 未満
測量・建設コンサルタント等	1,000 万円以上	A	145 以上
	350 万円以上 1,000 万円未満	B	85 以上 145 未満
	350 万円未満	C	30 以上 85 未満

5. 持参又は郵送による申請方法

(1) 申請書類の提出

資格の審査を受けようとする者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」及び次に掲げる添付書類（以下「申請書類」という。）を福岡財務支局又は管内各財務事務所・出張所に提出するものとする。

郵送による提出もできるが、書類不備等により下記（4）の期間内に受付できない場合がある。

※添付書類

A. 契約の種類：建設工事（総合建設工事及び総合建設工事以外の工事共通）

- ① 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
- ② 工事経歴書
- ③ 営業所一覧表
- ④ 資格審査申請書整理カード
- ⑤ 納税証明書（申請時（証明年月日を平成24年10月16日以降とする。）における「法人税」又は「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書：納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）をいう。）又はその写し

なお、「物品の製造・販売業者等のうち『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、①の書類に代えて次の⑥～⑧の書類を添付するものとする。

- ⑥ 経営事項審査表（総合評定値通知書の無い業者のみ）
- ⑦ 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
- ⑧ 財務諸表類（直前2年度分）

また、下記事項に該当し申請する場合には、次の書類を併せて添付するものとする。

- ⑨ 建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）
- ⑩ 適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）
- ⑪ 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
- ⑫ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）
- ⑬ 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、⑤及び⑦の書類については、コピー等による写し（原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限る）でも可とする。

平成23・24年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の⑭～⑯の書類を合わせて添付するものとする。

- ⑭ 更生手続等開始の決定書の写し
- ⑮ 貸借対照表及び損益計算書
- ⑯ 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

B. 契約の種類：測量・建設コンサルタント等

- ① 測量等実績調書
- ② 技術者経歴書

- ③ 営業所一覧表
- ④ 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
- ⑤ 登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）
- ⑥ 納税証明書（申請時（証明年月日を平成24年10月16日以降とする。）における「法人税」又は「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納の税額がないこと）についての税務官署が発行する証明書：納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）をいう）又はその写し
- ⑦ 財務諸表類（直前2年度分）
- ⑧ 資格審査申請書整理カード

なお、④～⑥の書類については、コピー等による写し（原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限る）でも可とする。

(2) 申請書類用紙及び申請書類作成要領の配布開始時期

平成24年11月20日（火）

(3) 申請書類及び作成要領の配布場所

官 署 名	住 所	電話番号
福岡財務支局（宿舎総括課）	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎本館4階）	(092) 411-7281
“ 佐賀財務事務所 （総務課経理係）	佐賀市駅前中央3-3-20（佐賀第2合同庁舎7階）	(0952) 32-7161
“ 長崎財務事務所 （総務課経理係）	長崎市万才町2-12（NTT-Com長崎万才ビル2階）	(095) 827-7095
“ 小倉出張所 （管財課総務係）	北九州市小倉北区城内5-3（小倉合同庁舎4階）	(093) 561-0481
“ 佐世保出張所 （管財課総務係）	佐世保市木場田町2-19（佐世保合同庁舎6階）	(0956) 23-3185
門司税関（会計課営繕係）	北九州市門司区西海岸1-3-10（門司港湾合同庁舎3階）	050-3530-8324
長崎税関（会計課営繕係）	長崎市出島町1-36	(095) 828-8637
福岡国税局（営繕監理官）	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎本館3階）	(092) 411-0031

（注）インターネットにより福岡財務支局のホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。

福岡財務支局ホームページURL <http://fukuoka.mof.go.jp/>

（調達情報、競争参加資格審査、平成25・26年度における競争参加者の資格にかかる審査について）

(4) 申請書類受付期間

平成24年12月3日（月）から平成25年1月15日（火）までを集中受付期間（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）とする。

集中受付期間経過後においても随時受け付けるが、その場合には平成25年4月1日以降の入札に間に合わないことがある。

(5) 申請書類受付場所

福岡財務支局（宿舎総括課）、佐賀財務事務所（総務課経理係）、長崎財務事務所（総務課経理係）、小倉出張所（管財課総務係）、佐世保出張所（管財課総務係）

6. インターネットによる申請方法

(1) 申請書の入手

- ① 平成24年11月1日（木）から平成24年11月30日（金）までの間に、下記ホームページアドレスへアクセスしてパスワードを請求する。

競争参加資格審査申請用URL

建設工事 <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

測量・建設コンサルタント等 <https://www.pqrc.mlit.go.jp>

- ② 入手したパスワードを用いて、平成24年11月1日（木）から平成25年1月15日（火）までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして取得する。

ただし、測量・建設コンサルタント等のパスワードの請求に当たっては、上記ホームページアドレスにアクセスし、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに、登記事項証明書又はその写し（法人の場合）、登録証明書等又はその写し（各種登録規定等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）、納税証明書その3等又はその写し、財務諸表類（直前2年度分）を添付し、下記の送付先に郵送するものとする。

○送付先 インターネット一元受付ヘルプデスク

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

関東地方整備局 一元受付ヘルプデスク あて

電話番号 048-600-6670

(2) 申請書の提出

上記(1)で取得した入力プログラムを用いて作成した申請データを、平成24年12月3日（月）から平成25年1月15日（火）までの間に、上記(1)のホームページアドレスへアクセスし、パスワードを用いて送信する。

この場合において、添付書類として証明年月日を平成24年10月16日以降とする国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式納税証明書（その3）、納税証明書（その3の2）、又は納税証明書（その3の3）（以下「納税証明書その3等」という。）のいずれかを下記送付先にファクシミリにより、或いは、上記(1)で得たプログラムを用いて送信するものとする。

なお、添付書類中の「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、鮮明であるもののみを有効な添付書類とするほか、集中受付期間内に「納税証明書その3等」が送信されない場合には、送信された申請用データは受理できなかったものとする。

○送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク （ファクシミリ番号：06-7506-9497）

システム稼働時間は、平日の9：00から17：00までとなっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（平成24年12月29日（土）～平成25年1月3日（木））の終日及び平日の17：00から9：00の間は運休する。

7. 申請書等に使用する言語等

- (1) 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (2) 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

8. 申請者への資格審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

インターネット方式により申請した場合についても、「等級決定通知書」は郵送することとなるので注意すること。

9. 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から平成27年3月31日までとする。なお、集中受付により資格を付与される日は、原則、平成25年4月1日とする。

(2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成26年中に平成27・28年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10. その他

- (1) 当局に申請書類（契約の種類：建設工事及び測量等）を提出し、決定された資格は、北九州地区内にある財務省関係機関（福岡財務支局・門司税関・長崎税関・福岡国税局）に対して有効である。

- (2) 北九州地区以外の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、北九州地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代え「一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書（写）」を提出すればよいものとする。

(3) インターネットの使用により申請ができない場合

〈契約の種類 建設工事〉

- ① 申請者が建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

- ② 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成23年6月30日以後のものでない場合

さらに、再審査を含めて改正告示により改正された基準による経営事項審査の総合評価値の通知を受けていない場合（ただし、改正告示による改正前の告示第一の四の1（一）に規定する雇用保険及び（二）に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く。）

- ③ 申請者が経常建設共同企業体として申請する場合

- ④ 事業協同組合で特例計算を希望する場合

- ⑤ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

- ⑥ 合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

- ⑦ 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

- ⑧ 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

〈契約の種類 測量・建設コンサルタント等〉

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

- (4) 一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。